

# 減免対象施設一覧【市税条例第151条】

(表中の数値が減免割合)

適用条項	対象	要件等	資産割	従業者割
第1項	災害等により損害を受けた家屋	火災その他これに類する事由により、事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた場合 <u>※事前にご相談ください。</u>	一定割合	
第2項 第1号	指定自動車教習所	道路交通法に規定する自動車教習所	1 / 2	1 / 2
第2項 第2号	酒類卸売業保管倉庫	酒税法により免許を受けた酒類の卸売業を行う者が当該事業の用に供する酒類の保管のための倉庫	1 / 2	
第2項 第3号	倉庫及び上屋 <u>※特例控除規定あり</u>	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業の用に供する上屋でそれぞれについて合計 30,000 m <sup>2</sup> 未満のもの	免除	免除
第2項 第4号	タクシー事業用施設 <u>※特例控除規定あり</u>	タクシー台数が 250 台以下のタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	免除	免除
第2項 第5号	旧中小企業近代化助成施設	旧中小企業近代化資金等助成法による貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの	免除	免除
第2項 第6号	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	免除	免除
第2項 第7号	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	免除	免除
第2項 第8号	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料、炭酸飲料の製造の事業を行う者が、当該事業に係る製品の保管の用に供する倉庫 (延べ床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以下のものに限る)	1 / 2	
第2項 第9号	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設	1 / 2	
第2項 第10号	古紙回収業用施設	古紙回収業を行う者が直接当該事業の用に供する施設	1 / 2	
第2項 第11号	製綿業等及び機械染色整理の保管施設	ねん糸、かさ高加工糸、織物、又は綿の製造の事業を行う者及び機械染色整理の事業を行う者の中小企業者が、原料又は製品の保管の用に供する施設	1 / 2	
第2項 第12号	つけものの製造用施設	つけものの製造の事業を行う者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、ビン詰、たる詰等用以外の施設	3 / 4	
第2項 第13号	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設で、事務所以外の施設	一定割合	一定割合
第2項 第14号	コンテナ貨物の荷捌き施設 <u>※特例控除規定あり</u>	港湾法に規定する臨港地区として定められるべき地区において、外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷捌きの用に供する施設	1 / 2	
第3項	ビルメンテナンス業用施設	ビルメンテナンス業を行う者が直接当該事業の用に供する施設		免除
第4項	休止施設	課税標準の算定期間中、6月以上継続して休止していたと認められる施設(遊休施設は除く。)	免除	
第5項	市長が特に必要があると認める者	特別の理由のある者のうち、市長において特に必要があると認める者(「静岡市事業所税減免取扱要綱」で定める者)	要綱で定める割合	